平成２２年（フ）第１４６２号
東京都調布市多摩川３丁目20番地１都営調布多摩川３丁目アパート４―103
債務者　須長　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４６３号
東京都調布市多摩川３丁目20番地１都営調布多摩川３丁目アパート４―103
債務者　須長佐知子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
広島県福山市向陽町１丁目26番10―401号
債務者　新井　敏子（旧姓洞）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1290番地
破産者　有限会社ティー・アイ通商
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３２９号
相模原市南区相模大野３丁目18番１―1304号
破産者　有限会社どこでもドア
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４４７号
福岡市西区小戸３丁目50番14号
破産者　株式会社レクリス
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２号
福岡市南区大楠２丁目５番18号
破産者　有限会社アンブリック
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４４号
福岡市西区大町団地19番501号
破産者　有限会社赤塚電気
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４７号
栃木県佐野市葛生西２丁目３番７号
破産者　熊本　勇義
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６００号
栃木県宇都宮市花房３丁目１番８号
破産者　多喜屋酒店こと　卯木　　覚
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０１号
栃木県宇都宮市花房３丁目１番８号
破産者　卯木　則子
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０５号
金沢市高尾台４丁目102番地、従前の住所石川県石川郡野々市町押野２丁目171番地
破産者　有限会社ヤマザキ
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
山梨県南アルプス市曲輪田新田706番地13
破産者　ＪＥＳＴＡＲ合資会社
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
岐阜県多治見市宝町９丁目１番地
破産者　有限会社エル・ビーミング
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１３５号
岐阜県恵那市長島町永田382番地16
破産者　牧田　茂生
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４６号
三重県津市大谷町87番地１　大谷ヒルズＢ306、住民票上の住所三重県津市新東町塔世123番地
破産者　佐野　元哉
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５６号
三重県鈴鹿市算所３丁目15番20号
破産者　遠藤　和哉
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７００号
大阪市北区豊崎３丁目14番18号
破産者　株式会社野口製作所
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県揖保郡太子町矢田部343番地の１
破産者　株式会社兵庫テクノハウジング
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１８０２号
福岡県糸島市志摩師吉140番地の10
破産者　株式会社響凜会
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６号
佐賀県杵島郡白石町大字湯崎493番地
破産者　有限会社ピーアンドエスオフィス
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部